

栗原市中小企業 振興資金融資制度

市では、中小企業者の経営安定・近代化のため、金融機関に資金を預託し、運転資金や設備資金として融資する制度を設けております。

【制度の内容】

融資限度額	2,000万円
用途及び貸付期間	設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
融資利率	年 1.7% (平成30年6月1日融資実行より適用)
保証料率	平均で 年 1.10% (市で全額補給します)
対象	法人にあつては市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有し、個人にあつては市内に1年以上住所を有し、かつ、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者が対象となります。

【融資申込書及び添付書類】

- (1) あっせん申込書
- (2) 信用保証委託契約書
- (3) 信用保証依頼書
- (4) 信用保証委託申込書
- (5) 申込人〔企業〕概要
- (6) 申込者及び保証人の印鑑証明書。ただし、法人にあつては法人の登記簿抄本及び印鑑証明書
- (7) 市税納税証明書 (申込人及び保証人の市県民税(特別徴収分も含む)及び法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
- (8) 2か年分の確定申告書の写し (法人は2か年分の確定申告書・決算報告書の写し)
- (9) 見積書又は工事請負契約書の写し (設備資金を希望する場合提出)
- (10) 許認可証の写し (許認可を必要とする業種の場合)
- (11) 個人情報提供に関する同意書

【申込み先】

- (株)七十七銀行 (築館支店、一迫支店、若柳支店、岩ヶ崎支店)
(株)仙台銀行 (築館支店、岩ヶ崎支店、瀬峰支店)
仙北信用組合 (本店、築館支店、栗駒支店)
一関信用金庫 (若柳支店、金成支店)

【問合せ先】

- 栗原南部商工会 (Tel0228-22-3611)、若柳金成商工会 (Tel0228-32-3100)
栗駒鶯沢商工会 (Tel0228-45-2191)、一迫花山商工会 (Tel0228-52-3300)
栗原市商工観光部 産業戦略課 商工振興係 (Tel0228-22-1220)

栗

原

市